国保病院からのお知らせ

風邪と肺炎について



庄田　英明
今金町国保病院内科医長

冬の時期には、風邪の患者が増えます。風邪のほとんどはウイルスによる病気で、合併症がなければ自然に治ります。また、風邪薬は風邪を早く治す効果は全くなく、症状を弱めるにすぎません。

一方、肺炎は多くは細菌によるものが原因です。肺炎は、適切な抗生剤を早期に、十分使用することにより、早く治すことができますが、治療が遅れると命にかかわることもあります。風邪をひいたという患者の訴えでも（特に高齢者に多いですが）診察すると肺炎が見つかることもよくあります。

肺炎の症状としては、咳、痰（特に膿のような）が多く、熱が4～5日以上続いたときや、全身倦怠が強いとき、また、呼吸が苦しいときなどは肺炎を疑いますが、症状だけでは風邪と肺炎の区別はつきにくいです。診察して呼吸音の異常があったり、のどや鼻の状態のわりに熱が高かったり全身状態が悪いとき、血液中の酸素飽和度が低い（指一本ですぐはかれます）ときなどは、胸部レントゲンをとり肺炎の診断をします。

肺炎は、尿や血液を調べることにより、肺炎球菌、レジオネラ、マイコプラズマ肺炎の迅速診断（血液など結果がでるのは1時間くらいはかかってしまいますが）が可能となっています。また、胸部ＣＴにより胸部レントゲンではわからない肺炎も診断できます。

国保病院では日本呼吸器学会のガイドラインに準じて肺炎の診断、治療を行っています。

特に高齢の方々は「もう少し病院を早く受診していれば肺炎も軽くてすむのに」と感じることがあります。おかしいと感じたら早めに病院を受診しましょう。

国民年金広報

老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ支給

老齢基礎年金は65歳から受給ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に増額された繰下げ支給の年金を受けたりすることができます。

■ 早くもらう繰上げ支給

60歳から65歳になるまでの間で、請求したときの月単位の年齢によって減額率が決まります。

減額率＝0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

- 一度決めた減額率は一生変更できません
- 繰上げ支給を受けた後は障害基礎年金を受けられません
- 国民年金の任意加入者は繰上げ支給を請求できません

■ 後でもらう繰下げ支給

66歳以降で、請求したときの月単位の年齢によって増額率が決まります。

増額率＝0.7%×65歳になった月から繰下げを申し出た月の前月までの月数

- 一度決めた増額率は一生変更できません

※昭和16年４月１日以前に生まれた人は年単位の支給率になります。

◎平成20年度老齢基礎年金の年額は79万2，100円です

※これは、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合の満額です。

国民年金保険料を納めましょう

わくわくひろば

今金町子育て支援センター
TEL・FAX 82－0963

今年もいよいよ師走の月となりましたね。インフルエンザや風邪など流行やすい時期になりますので、うがい・手洗いをして予防してください。そして、元気に支援センターに遊びに来て下さいね。

寒くなるからといって厚着をさせるのではなく、生後3ヶ月以降の乳幼児の場合は、体温調節能力がほぼ大人並になり、昼間は活発に手足を動かすので、大人よりも一枚少なめに着せるのが目安となります。むやみに厚着をして運動の妨げにならないよう注意し、子どもが気温や活動に応じた衣服の調節を覚えるように促していきましょう。

• 今月の予定 •　　今月の歌♪サンタクロース♪



- 12/11…クリスマスツリー製作
- 12/18…サンタさんの帽子作り
- 12/25…クリスマス会・12月お誕生会
- 1/8…身体測定・お正月の遊び（羽根つきなど）

※４日と11日の予定を変更いたします。

＊お知らせ＊

12月31日から1月5日まで、お正月休みとなるため、親子遊びのひろば（わくわくひろば）と遊びのひろば（支援センター開放）は、お休みとなりますので宜しくお願い致します。1月6日から始まりますので、風邪など引かずにまた、元気に遊びに来て下さいね！